

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年3月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100149号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100069号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月10日及び平成16年6月30日の標準賞与額を15万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月10日及び平成16年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月10日及び平成16年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年6月30日

A社において、請求期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

請求期間①及び②の賞与に係る「給料支払明細書」を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から請求期間①及び②の賞与に係る明細書として提出された「給料支払明細書」(以下「賞与明細書」という。)、元従業員の賞与明細書(写)に係る事業主の回答、複数の元従業員から提出された賞与明細書(写)及び預金通帳(写)並びに複数の元従業員の回答により、請求者は、当該期間において、A社からそれぞれ標準賞与額15万1,000円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の賞与支払年月日については、複数の元従業員から提出された賞与明細書(写)及び預金通帳(写)並びに複数の元従業員の回答から、平成15年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主からは、平成 15 年 12 月 10 日及び平成 16 年 6 月 30 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100150号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100070号

第1 結論

請求者のA社における平成16年6月30日の標準賞与額を34万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年6月

A社において、請求期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

請求期間①の明細書は所持していないが、請求期間②の賞与に係る「給料支払明細書」を提出するので、調査の上、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者から当該期間の賞与に係る明細書として提出された「給料支払明細書」(以下「賞与明細書」という。)、元従業員の賞与明細書(写)に係る事業主の回答、複数の元従業員から提出された賞与明細書(写)及び預金通帳(写)並びに複数の元従業員の回答により、請求者は、当該期間において、A社から標準賞与額34万5,000円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の賞与支払年月日については、複数の元従業員から提出された賞与明細書(写)及び預金通帳(写)並びに複数の元従業員の回答から、平成16年6月30日とすること

が妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 16 年 6 月 30 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、事業主からは、当該期間の賞与の支給及び厚生年金保険料の控除についての回答を得ることができないことから、当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間①に係る賞与明細書を所持していない上、請求者が、当該期間において A 社から給与及び賞与が振り込まれていたとする預金口座のある金融機関は、取引明細の保管期限は 10 年であるため、当該期間に係る記録の保管はない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与が支給された事実を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100172号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100071号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和57年4月1日から平成2年3月31日までA社に勤務し、同年3月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、平成2年4月1日を厚生年金保険の資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成2年3月31日までA社に勤務し、同年3月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うと主張している。

しかしながら、A社の事業主から提出された平成2年5月の社内報(写)において請求者は同年3月30日に自己都合退職した旨確認できることから、事業主は、自己都合退職者については、その希望する退職日が会社の休日に当たる場合、休日の前日を退職日とする取扱いとしており、同年3月31日は土曜日で会社の休日であるため、請求者の退職年月日は同年3月30日となることから、請求者は請求期間において在籍しておらず、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社に係る離職年月日は平成2年3月30日と確認できる上、事業主から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写)においても退職年月日欄には「平成2年3月30日」、資格喪失年月日欄には「平成2年3月31日」とそれぞれ記載されており、オンライン記録における請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

さらに、オンライン記録において請求者と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者を含む複数の同僚に照会したものの、請求期間当時のA社における厚生年金保険料控除につ

いて具体的な回答は得られず、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。